平成２７年（フ）第３６５号
大阪府貝塚市森824番地３棟111号
債務者　前田　拓哉
1　決定年月日時　平成27年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４１２号
大阪府泉佐野市泉ケ丘４丁目４番26―１号
債務者　阪口　政秋
1　決定年月日時　平成27年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４２７号
大阪府貝塚市津田北町17番３―604号
債務者　森國　　敦
1　決定年月日時　平成27年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４３３号
大阪府貝塚市橋本1059番地13
債務者　窪堀　勝仁
1　決定年月日時　平成27年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４３９号
大阪府泉大津市昭和町８―35ベルメゾン昭和Ｂ棟101号室、住民票上の住所大阪府泉大津市虫取町２丁目２番２―207号
債務者　松田　　実
1　決定年月日時　平成27年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４４５号
大阪府阪南市箱の浦2572番地の46―201号
債務者　東　美智子（旧姓塗塀）
1　決定年月日時　平成27年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４４８号
大阪府泉大津市要池住宅４番805号
債務者　松本　真理
1　決定年月日時　平成27年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４５９号
大阪府泉南市樽井６丁目20番２―507号
債務者　東　　春道
1　決定年月日時　平成27年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１３号
北海道虻田郡留寿都村字留寿都185番地３
債務者　岩田　哲典
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２７年（フ）第１５１号
群馬県高崎市井野町49番地６　県住Ｄ棟179号
債務者　上地　貴子
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第５６号
新潟県燕市小関1383番地３
債務者　若林　典子
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第６０号
新潟県燕市南５丁目６番29号
債務者　佐野　一茂
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第６１号
新潟県燕市南１丁目３番４号
債務者　佐野　満子
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第６２号
新潟県燕市南１丁目３番４号
債務者　佐野　昭二
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第８１号
岐阜県恵那市大井町550番地４
債務者　高橋　良行
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第８９号
岐阜県土岐市妻木町190番地の１　ハイツ向陽　Ａ―101号
債務者　林戸　敏博
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第４６号
三重県松阪市垣鼻町1003番地　イトニックハイツ１―Ｅ
債務者　福井　　好（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成27年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第５６０号
堺市北区中長尾町２丁３番24号
債務者　南昭子こと　張　　畢姫
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係